

証券コード 7356

(発送日) 2025年12月5日

(電子提供措置開始日) 2025年12月1日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目10番1号
住友不動産芝園ビル2F
R e t t y 株 式 会 社
代表取締役社長 武田 和也

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第15期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://corp.retty.me/ir/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合は、下記よりご確認ください。（下記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Retty」又は「コード」に当社証券コード「7356」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認いただけます。）

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本総会は、インターネットでのみ開催する「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンライン株主総会）」の方式を採用しております。当日ご出席を希望される株主様は、後記「バーチャルオンライン株主総会の運営について」に従って、インターネットによる「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年12月19日（金曜日）午後6時30分までに以下の案内に従って議決権を行使してくださいと申しますようお願い申し上げます。

＜書面による議決権行使の場合＞

議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

＜インターネットによる議決権行使の場合＞

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://web.sharely.app/login/retty-15>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙記載の「株主番号」「郵便番号（9月30日時点でお住いの住所）」「保有株式数（9月30日時点でご保有の株式数）」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

また、当社指定の議決権行使ウェブサイトにて株主様から事前質問も受け付けます。お手続き方法の詳細は後記「事前の質問方法」のご案内をご確認ください。株主様から受け付けた事前質問につきましては、本総会の目的事項に関連しないものを除き、適宜取りまとめの上、それに対する回答を株主総会後に当社ウェブサイトにて掲載します。

詳細につきましては、後記「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時

2025年12月22日（月曜日）午後6時

※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合は、予備日として2025年12月23日（火曜日）午後6時より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト (<https://corp.retty.me/ir/>) で、2025年12月22日（月曜日）午後7時までにお知らせいたします。

2. 開 催 方 法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）

本総会はインターネット上でのみの開催となりますので、実際にご来場いただく会場はございません。当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、必要項目、お手続き方法等の詳細は後記「バーチャルオンリー株主総会の運営について」のご案内をご確認ください。

3. 目 的 事 項
報 告 事 項決 議 事 項
第1号議案
第2号議案

第15期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

■本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

<事業報告>

会社の現況

当事業年度及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

株式の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

<計算書類>

株主資本等変動計算書

個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

■本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

■書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオ nリー株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。本総会において議決権を行使されなかつた場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

■書面とインターネットとの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。インターネットにより複数回議決権行使をされた場合には、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

■ご返送いただいた議決権行使書面において、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

■代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、後記「バーチャルオ nリー株主総会の運営について」をご参照ください。

■通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭にて行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、予備日である2025年12月23日（火曜日）午後6時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイトでお知らせしますので、後記「バーチャルオ nリー株主総会の運営について」に従ってお手続きの上、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会は、当社専用のウェブサイトからインターネット上で株主総会に出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権の行使及びご質問が可能なバーチャルオンリー株主総会で開催いたします。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんのでご注意ください。

バーチャルオンリー株主総会に当日ご出席される株主様

1 開催日時 2025年12月22日（月曜日）午後6時

※通信障害等が発生した場合には、予備日として2025年12月23日（火曜日）午後6時より、本総会を開催いたします。

2 アクセス方法

＜接続先＞ <https://web.sharely.app/login/retty-15>



＜必要項目＞議決権行使書用紙記載の「株主番号」「郵便番号（9月30日時点でお住いの住所）」「保有株式数（9月30日時点でご保有の株式数）」

- ①上記のURLを入力いただくか、右上のQRコードを読み込み、アクセスしてください。
- ②接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※QRコードは（株）デンソーウエーブの登録商標です。

※ご不明点に関しては、下記FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

3 質問方法

「2 アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、視聴画面下部にある「質問」ボタンより対象議案を選択し、本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[事前の質問受付期間]

2025年12月1日（月曜日）～2025年12月17日（水曜日）午後6時30分

[当日の質問受付開始時間]

2025年12月22日（月曜日）午後6時～

※ご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

※本株主総会開催中にいただいた全てのご質問に回答できない場合がございます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関連しないものを除き、適宜取りまとめの上、それに対する回答を株主総会後に当社ウェブサイトにて掲載します。

4 決議の行使方法

「2 アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「決議」ボタンより議案に「賛成」又は「反対」をご選択ください。

[受付開始時間] 2025年12月22日（月曜日）午後6時～

5 動議の提出方法

「2 アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、議長の指示に従って、視聴画面下部の「動議」ボタンより「手続き的動議」又は「実質的動議（修正動議）」を選択し、動議内容をご入力ください。

【注意事項】

1. 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当曰バーチャルオンリー株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれらの通信障害によって株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
4. 株主総会当日において、株主様の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声トラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
5. ご視聴いただく際の接続料及び通信料等は株主様のご負担となります。
6. 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載、複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. 本総会当日のライブ配信のための映像は、議長及び当社役員のみとなっております。あらかじめご理解くださいますようお願い申し上げます。
8. そのほかご不明点につきましては、下記FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

<バーチャルオンリー株主総会に関するお問合せ窓口>

お問合せ先：03-6683-7661

受付時間：2025年12月22日（月曜日）午後5時～本総会終了時

【本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の概要】

通信の方法に係る障害が生じた場合に備えて、代替の回線の配線を用意しており、また、通信の方法に係る障害が生じた場合に関するバックアッププランを含めた具体的なマニュアルを作成し、不測の事態に対応できるような体制の構築をいたしております。

【本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の概要】

当社では、インターネットのご使用に支障のある株主様に書面による事前の議決権行使を推奨しています。また、円滑なバーチャルオンリー株主総会支援運営に関して知見を有し、適切な対策を行っている「Sharely」（Sharely株式会社提供）と提携し、スマートフォン端末からも利用可能なブラウザ版の「Sharely」をご案内するなどの対応を行います。

バーチャルオンライン株主総会に当日ご出席されない株主様

1 議決権の行使方法

■書面による議決権の行使方法■

議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返信ください。

[行使期限]2025年12月19日（金曜日）午後6時30分到着分まで

■インターネットによる議決権の行使方法■

アクセス方法

<接続先> https://web.sharely.app/e/retty-15/pre_vote



<必要項目>議決権行使書用紙記載の「株主番号」「郵便番号（9月30日時点でお住いの住所）」「保有株式数（9月30日時点でご保有の株式数）」

①上記のURLを入力いただくか、右上のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

③「事前議決権行使受付フォーム」より議案に「賛成」又は「反対」をご選択ください。

[行使期限]2025年12月19日（金曜日）午後6時30分入力完了分まで

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

※ご不明点に関しては、下記FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

2 事前の質問方法

「1 議決権の行使方法」インターネットによる議決権の行使方法に従ってアクセス・ログインしていただき、視聴画面下部の「質問」ボタンより対象議案を選択し、本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[受付期間]2025年12月1日（月曜日）～2025年12月17日（水曜日）午後6時30分

※ご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

3 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様 1名を代理人として、議決権行使することができます。
ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状及びその他必要書類）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目10番1号 住友不動産芝園ビル 2F
Retty株式会社 Retty株主総会担当者宛

[提出期限]2025年12月19日（金曜日）午後6時30分 到着分まで有効

委任状の様式その他必要書類については、下記までお問合せください。

<お問合せ先>

Retty株式会社 Retty株主総会担当者宛

お問合せ先：03-6822-4880

受付日時：2025年12月1日（月曜日）～2025年12月19日（金曜日）※平日のみ
午前10時～午後5時

【注意事項】

1. 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席した場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。本総会において議決権行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
2. 書面とインターネットとの双方により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。インターネットにより複数回議決権行使をされた場合には、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
3. サイトへのアクセスに際して発生する接続料及び通信料等は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当期において、日本の経済環境に関しては、緩やかな回復基調となりました。また、同時に飲食業界の景気も、外食支出の回復や、インバウンド需要の影響により回復傾向にある一方で、原材料価格上昇やヒューマンリソースの不足等、今後の飲食店の経営環境に関しては厳しい材料が残存しております。この様な状況下、飲食店支援サービスについては、当事業年度においてお店会員数（固定+従量）は、一部残存していた解約率の高い特定代理店経由での店舗の整理も進み、7,003件（内、固定5,329件）から7,435件（内、固定5,045件）に増加しております。またARPU（月額固定支払いのあるお店会員の当社売上計上ベースの単価）に関しては、廉価な法人プランが一時的に増加していることが上昇の抑制原因になっております。一方で、ネット予約数の増加に伴い従量課金による売上が増加しており、飲食店支援サービスの売上は、当事業年度に関しては、前年同期比で増加しております。

上記の結果として当事業年度における売上高は1,630百万円（前事業年度比4.4%増）となりました。

費用面では、売上原価は487百万円（前事業年度比4.6%増）、販売費及び一般管理費は1,123百万円（前事業年度比5.4%減）となりました。なお、将来の収益に貢献するシステム投資に関して、開発費用99百万円をソフトウェア資産として計上しております。

また、助成金収入等により営業外収益0百万円（前事業年度比82.9%減）、支払利息等により営業外費用7百万円（前事業年度比12.3%減）を計上しております。

上記の結果として、当事業年度における営業利益は19百万円（前事業年度は91百万円の営業損失）、経常利益は13百万円（前事業年度は94百万円の経常損失）、当期純利益は11百万円（前事業年度は79百万円の当期純損失）となりました。なお、当社は実名型グルメプラットフォーム「Retty」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

②設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は109百万円あります。

その主なものは、無形固定資産（ソフトウェア資産）として計上したシステム開発費用の一部であり、ユーザーの利便性を高め、安定的なネット予約数増加に直結する戦略的な投資を行ったものであります。この投資は、当社のビジネスモデルを支える顧客基盤の拡大と、将来的な収益の最大化に資するものと判断しております。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下の3点になります。

① 「Retty」の利便性向上を通じたネット予約利用者数の増加

当社が今後において中長期的な成長を実現していくためには、運営サービスである「Retty」の知名度を向上させることによる新規ユーザーの獲得、及び実名型グルメサービスを基軸としたおすすめによるお店選びや「Retty」を通じたシームレスな予約体験を提供することによるリピートユーザーの増加及びその結果としてのネット予約数の増加が必要不可欠であると考えております。足許徐々に外部環境が回復しつつある状況を踏まえると、今後さらに「Retty」の利便性を向上させることでネット予約利用者数の回復を図ってまいります。

② 営業体制の拡充

当社の新規参画店舗数は、営業稼働人員数に応じて増加するものであり、販売代理店の営業体制の拡充及び当社従業員による営業体制の構築が必要不可欠と考えております。当社は、これまで多くの販売代理店と契約を締結することによって営業稼働人員数を増加させ、それに伴って参画店舗数を拡大してまいりました。また、当事業年度においては直販体制に関する強化にも成功しました。今後については参画店舗を拡大させていくための営業体制の拡充と同時に販売商品や獲得コストの継続した見直しによる営業効率の改善を実施することでさらなる販売力の向上を図ってまいります。

③ 技術力の強化について

今後、さらなるサービスの拡充・強化に向けてビッグデータの分析・活用を加速させていくためには、その基盤となる技術力を継続的に強化していく必要があります。現時点において、開発者比率（「Retty」の開発及び改善を担当するプロダクト部門の人員数

の合計を総従業員数で割り返した数値です）は、30%程度となっておりますが、今後はさらに優秀な技術者の育成、先端技術への投資、技術志向な風土の維持等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

(4) その他会社の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は飲食店から収受する定額のサービス利用料が主な収益となっております。前事業年度においては解約率の高い特定代理店の整理が進み、最重要KPIであるお店会員（固定+従量）プランにおける有料お店会員店舗数は当事業年度を通じて増加しております。一方で、より単価の高いプランであるお店会員店舗数（固定）は当事業年度を通じて減少しており、いまだお店会員店舗数が力強く増えしていく状態ではなく、その結果として当事業年度の売上高は前事業年度との比較において4.4%の増加にとどまっております。また当事業年度は営業利益を19百万円計上したものの、前事業年度まで継続して営業損失を計上し、かつ営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであることを鑑み、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在すると判断しております。

当社は、当該状況の解消又は改善のために、以下のような対応策を講じております。

① 飲食店支援サービスの売上純増

上述の特定代理店の整理が進んでおり、既に飲食店支援サービスにおける当該代理店の売上比率は0.7%程度まで減少しております。また、足元では有料お店会員数（固定+従量）も回復傾向が継続していることや営業生産性の改善を実施していることから、特に直販チャネルにおいて飲食店支援サービス売上の継続的増加の兆しが見え始めております。当社は今後も飲食店支援サービス売上増加を推進していくために、引き続き直販組織体制の強化や営業生産性の改善を実施していくことで2026年9月期は収益性の強化を目指してまいります。

② コストコントロールの継続

2023年9月期に実施した、オフィス移転による賃料の減少及び退職による自然減や他社への出向による人件費削減により、固定費を大きく削減しております。当社としては引き続きこの筋肉質なコスト体制を維持することで黒字体质の定着化を目指してまいります。

上記対応策により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	武田 和也	CEO
取締役	川野 寛治	セールス部門長
取締役	長束 鉄也	コーポレート部門長
取締役	平尾 丈	株式会社じげん 代表取締役社長執行役員CEO 株式会社リジョブ 取締役 株式会社タイズ 取締役 株式会社アップルワールド 取締役
取締役 (監査等委員)	三鶴 麻佑子	三鶴公認会計士事務所 所長 株式会社アーシャルデザイン 監査役
取締役 (監査等委員)	森 一生	代官山綜合法律事務所 代表弁護士 丹平製薬株式会社 社外監査役 株式会社SDGth 代表取締役 株式会社出前館 社外取締役
取締役 (監査等委員)	上原 祐香 (戸籍名: 小野 祐香)	プレミアアンチエイジング株式会社 執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長

- (注) 1. 取締役平尾丈氏並びに取締役（監査等委員）三鶴麻佑子氏、森一生氏、上原祐香氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）三鶴麻佑子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、三鶴麻佑子氏、森一生氏及び上原祐香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年12月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

下記方針に記載のとおり、当社では取締役会が個人別の役員（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定権限を有しており、取締役会は決定に当たり、任意に設置した指名報酬委員会における審議、答申を参考にします。同指名報酬委員会は、個人別的基本報酬金額の決定方法が公正妥当であるか、個人別の報酬が職責に照らして妥当であるか否か等について審議します。

当社の報酬制度や報酬水準、当事業年度における当社の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、任意に設置した指名報酬委員会において審査・議論し、取締役会において決議しています。任意に設置した指名報酬委員会は、取締役により構成され、委員の全てを社外取締役が占める体制としています。当期における業務執行を担う常勤取締役の個人別の報酬等の額は、各取締役が自身の管掌範囲、職責、競合他社の水準、業績等をもとに社内で定められた基準に照らして提案を行い、任意に設置した指名報酬委員会及び取締役会がこれについて十分に審議の上で決定しました。非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、当社の企業規模と市場水準を加味して、任意に設置した指名報酬委員会及び取締役会がこれについて十分に審議の上で決定しました。かかる方法に基づき役員（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額は決定されるため、役員（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同）の報酬は、企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた総額の範囲内において、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び社外取締役に対しては、その保有する株式及び新株予約権が、企業価値向上のインセンティブとなっていると考えられることを鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、業績連動報酬等又は非金銭報酬等は支給しないものとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、実績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本方針のとおり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用していない。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本方針のとおり、固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占める。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会での審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績 連動 報酬等	株式 報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	38,753 (-)	38,753 (-)	-	-	3 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	53,153 (14,400)	53,153 (14,400)	-	-	6 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年12月25日開催の第7期定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年12月25日開催の第7期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）であります。
4. 適切なインセンティブ設計による経営陣の強化、それによる複層的な経営戦略の推進、及び経営陣による長期的な企業価値拡大へのコミットメントのさらなる向上を企図し、当社の取締役（監査等委員を除く）のうち1名に対して、2025年1月15日に有償新株予約権の発行を決議し、付与しております。なお、有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、付与対象者に対する報酬としてではなく、個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額には含まれません。
5. 当期、代表取締役 武田和也は8月分の報酬の受領を辞退しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平尾丈氏は、株式会社じげんの代表取締役社長執行役員CEO、株式会社リジョブの取締役、株式会社タイズの取締役、株式会社アップルワールドの取締役であります。当社は株式会社じげんとの間に資本業務提携関係にあり、株式会社リジョブ、株式会社タイズ及び株式会社アップルワールドは株式会社じげんのグループ会社であります。
- ・取締役（監査等委員）三鴨麻佑子氏は、三鴨公認会計士事務所の所長、株式会社アーシャルデザインの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）森一生氏は、代官山綜合法律事務所代表弁護士、丹平製薬株式会社の社外監査役、株式会社SDGthの代表取締役及び株式会社出前館の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）上原祐香氏は、プレミアアンチエイジング株式会社の執行役員コードポレートコミュニケーション本部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割
取締役 平尾 丈	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。経営に関する豊富な経験と広い見識を有しており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 三鴨 麻佑子	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。監査役又は監査等委員としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員長として、当社の内部統制システム並びにコンプライアンス体制について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 森 一生	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 上原 祐香	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。証券会社にて資本市場との長年のコミュニケーションを通じて得た見地から、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	764,046	流 動 負 債	264,248
現 金 及 び 預 金	367,807	短 期 借 入 金	31,926
売 掛 金	225,532	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	93,780
契 約 資 産	3,000	未 払 金	47,421
立 替 金	22	未 払 費 用	14,563
前 払 費 用	189,092	未 払 法 人 税 等	2,290
そ の 他	15,665	預 金	12,407
貸 倒 引 当 金	△37,075	前 受 収 益	1,868
固 定 資 産	168,231	賞 与 引 当 金	40,990
有 形 固 定 資 産	1,660	そ の 他	19,001
工 具、器 具 及 び 備 品	20,970	固 定 負 債	328,740
減 価 償 却 累 計 額	△6,000	長 期 借 入 金	328,740
減 損 損 失 累 計 額	△13,308	負 債 合 計	592,988
無 形 固 定 資 産	99,773	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	90,423	株 主 資 本	336,036
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	9,350	資 本 金	39,299
投 資 そ の 他 の 資 産	66,796	資 本 剰 余 金	977,398
破 産 更 生 債 権 等	11,747	資 本 準 備 金	977,398
長 期 前 払 費 用	34,608	利 益 剰 余 金	△680,412
敷 金 及 び 保 証 金	12,983	そ の 他 利 益 剰 余 金	△680,412
緑 延 税 金 資 産	18,089	繰 越 利 益 剰 余 金	△680,412
そ の 他	69	自 己 株 式	△248
貸 倒 引 当 金	△10,701	新 株 予 約 権	3,252
資 产 合 计	932,277	純 資 産 合 计	339,289
		負 債 純 資 産 合 计	932,277

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,630,179
売 上 原 価	487,304
売 上 総 利 益	1,142,875
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,123,410
営 業 利 益	19,464
営 業 外 収 益	
助 成 金 収 入	479
償 却 債 権 取 立 益	90
債 務 免 除 益	220
そ の 他	22
	812
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,004
固 定 資 産 除 却 損	61
助 成 金 返 還 損	1,043
経 常 利 益	13,168
税 引 前 当 期 純 利 益	13,168
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,290
法 人 税 等 調 整 額	△855
当 期 純 利 益	11,734

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

R e t t y 株 式 会 社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林	一	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤	田	英 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、R e t t y 株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

Retty株式会社 監査等委員会

監査等委員 三鴨 麻佑子

監査等委員 森 一生

監査等委員 上原 祐香

(注) 監査等委員三鴨 麻佑子、森 一生及び上原 祐香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	新任 ひらの 雅也 (1990年6月21日)	2014年4月 当社 入社 2018年7月 当社 マネージャー 2024年10月 当社 事業戦略・データ推進部 部長 2025年11月 当社 執行役員（現任）	7,570株
【選任理由】			
	当社に新卒1期生として入社以来、開発部門や営業部門において重要な役割を担うとともに、事業戦略部門担当執行役員としてその手腕を発揮し、当社の成長に貢献してまいりました。培ってきた豊富な経験と高い実行力を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任 武田 和也 (1983年9月2日)	2010年11月 当社設立 代表取締役社長 2022年12月 当社 代表取締役執行役員CEO（現任）	3,360,000株
【選任理由】			
	当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。その実績とリーダーシップを活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> 長束 鉄也 (1983年3月5日) </div>	2006年4月 DOWAホールディングス株式会社入社 2008年4月 株式会社フラクタリスト（現 ユナイテッド株式会社）入社 2010年11月 当社設立 取締役 2022年12月 当社 執行役員 2023年12月 当社 取締役執行役員（現任）	360,000株
【選任理由】 2010年11月当社設立以来、共同創業者取締役又は執行役員として経営に関与し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	<div style="text-align: center;"> 社外 再任 ひらおじょう 平尾丈 (1982年11月25日) </div>	2005年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年10月 株式会社ドリコムジェネレーティッドメディア（現 株式会社じげん）出向 2007年3月 同社 取締役 2008年1月 同社 代表取締役社長 2014年10月 株式会社リジョブ 取締役（現任） 2018年2月 株式会社アップルワールド 取締役 2018年6月 株式会社じげん 代表取締役社長執行役員CEO（現任） 2019年4月 株式会社三光アド 取締役 2019年5月 株式会社BizMo 取締役 2022年10月 株式会社タイズ 取締役（現任） 2022年12月 当社 社外取締役（現任） 2023年6月 株式会社アップルワールド 取締役 株式会社ティ・エス・ディ 取締役 2025年11月 株式会社アップルワールド 代表取締役社長（現任） 株式会社アルファスタッフ 代表取締役（現任）	2,839,500株
【選任理由及び期待される役割】 株式会社じげんの代表取締役としてグループ企業の発展を担い、豊富な経営経験及びメディア運営経験を有しており、社外取締役として経営に対して監督・助言をいただいております。 当該経験・見識をもって、当社の経営体制のさらなる強化に向けて監督・助言を期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 平野雅也氏は新任の取締役候補者であります。
2. 平尾丈氏は株式会社じげんの代表取締役社長であり、当社と同社とは資本業務提携関係にあります。他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2025年9月30日）現在の株式数を記載しております。
4. 平尾丈氏は、社外取締役候補者であります。
5. 平尾丈氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、平尾丈氏の在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、平尾丈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、平尾丈氏の再任が承認された場合は、当該契約は引き続き効力を有するものであります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に因る責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	<div style="text-align: center;"> 社外 再任 みかも まゆこ 三鶴 麻佑子 (1977年2月4日) </div>	2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2004年4月 公認会計士登録 2005年4月 京橋監査法人 入所 2008年7月 あらた監査法人（現 PwC Japan 有限責任監査法人）入所 2015年9月 PricewaterhouseCoopers LLP (US) 赴任 2019年3月 三鶴公認会計士事務所 所長（現任） 2020年6月 株式会社HRBrain 監査役 2021年6月 株式会社JCG 監査役 2023年12月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社アーシャルデザイン 監査役 就任（現任）	—

【選任理由及び期待される役割】

過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を活かして監査等委員である取締役として経営に対して監督・助言をいただいております。

当該経験・見識をもって、主に財務・会計の観点から経営及びコーポレートガバナンスのさらなる強化に向けて監督・助言を期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	<div style="text-align: center;"> 社外 再任 もり 森 いっせい 一生 (1978年4月26日) </div>	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 小林・藤堂法律事務所 入所 2012年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 2016年10月 代官山綜合法律事務所 設立及び代表就任(現任) 2017年10月 株式会社ファーストロジック(現 楽待株式会社) 社外監査役 2017年11月 丹平製薬株式会社 社外監査役(現任) 2017年12月 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 株式会社アトラエ 社外監査役 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年12月 株式会社SDGth 代表取締役就任(現任) 2020年11月 株式会社出前館 社外取締役(現任)	—
【選任理由及び期待される役割】 弁護士としての企業法務に関する専門的知識及び監査業務の知識や経験を活かして、監査等委員である取締役として経営に対して監督・助言をいただいております。 当該経験・見識をもって、主に法務の観点から経営及びコーポレートガバナンスのさらなる強化に向けて監督・助言を期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"> 社外 再任 うえはら ゆか 上原 祐香 (戸籍上の氏名：小野 祐香) (1969年10月2日) </p>	<p>1993年4月 ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社） 入社</p> <p>1994年7月 メリルリンチ証券株式会社（現 BofA証 券株式会社）入社</p> <p>2007年2月 同社 株式資本市場部 マネージング ディレクター</p> <p>2012年3月 同社 資本市場部門 株式資本市場部長 マネージング ディレクター</p> <p>2015年11月 みずほ証券株式会社 入社 エクイティグループ 金融戦略部 ディ レクター</p> <p>2016年4月 同社 プロダクト本部 エクイティキャ ピタルマーケット第一部長</p> <p>2018年4月 同社 投資銀行本部 シニアエグゼクテ ィブ</p> <p>2019年7月 JPモルガン証券株式会社 投資銀行本部 株式資本市場部 マネージング ディレク ター</p> <p>2021年12月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年5月 プレミアアンチエイジング株式会社 執 行役員 コーポレートコミュニケーション 本部長（現任）</p> <p>2024年6月 ネットワンシステムズ株式会社 社外取 締役</p>	—

【選任理由及び期待される役割】

資本市場における豊富な経験と高い専門性を活かして、監査等委員である取締役として経営に対して監督・助言をいただいております。

当該経験・見識をもって、主にグローバルレベルの資本市場との対話力及びコーポレートガバナンスのさらなる強化に向けて監督・助言を期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三鶴麻佑子氏、森一生氏及び上原祐香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三鶴麻佑子氏、森一生氏及び上原祐香氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります
が、三鶴麻佑子氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年、森一生氏の在任期間は本総会終結の時
をもって8年、上原祐香氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、三鶴麻佑子氏、森一生氏及び上原祐香氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同
法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責
任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された
場合は、当該契約は引き続き効力を有するものであります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結
しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に
かかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責
事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が
取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回
更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、三鶴麻佑子氏、森一生氏及び上原祐香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届
け出しております。

以 上

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。